

令和 8 年度久留米市中小企業デジタル技術導入・活用支援事業実施業務
公募型プロポーザル実施公告

令和 8 年度久留米市中小企業デジタル技術導入・活用支援事業実施業務について、
公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 17 日

久留米市長 原口 新五

1 業務概要

- (1) 業務名 : 令和 8 年度久留米市中小企業デジタル技術導入・活用支援事業
実施業務
- (2) 業務内容 : 別紙「令和 8 年度久留米市中小企業デジタル技術導入・活用支援
事業実施業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 : 契約締結日から令和 8 年 6 月 30 日まで
(ただし、本予算議決後は令和 9 年 3 月 31 日までとする)
- (4) 業務場所 : 久留米市内

2 予算額

見積金額は支援先企業への訪問 1 回あたりの金額とし、見積金額の上限は、
40,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

※人件費（アドバイザー謝金等）、旅費（アドバイザー派遣に係る交通費等）、
印刷製本費、消耗品費、広告費など当事業を運営するための全ての経費を含む

3 参加資格

1 の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加す
ることができる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、
次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当
しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。